

2023年12月27日 保障措置室面談コメントへの対応

面談でのコメント	報告書の反映内容
<p>直接原因とその背景要因で書き分けるのであればその違いを明確にすること。また、再発防止対策は直接原因、背景要因で必ずしも一対一で対応する訳ではないので留意すること。また、「3Sインターフェースに係る検討」において抽出された問題点と再発防止策についても必要な内容を盛り込むこと。</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 背後要因図から特定した直接原因と、その背景を深掘りして特定した背景要因を明確に記載する。・ 再発防止対策については、「責任／役割」、「設備対応」、「認識（意識）」、「品質マネジメントシステム」の4つに分類して記載する。・ 「3Sインターフェースに係る検討」において抽出した問題点は、本事象の原因分析で特定した直接原因および背景要因と同様であったが、比較結果を示す。
<p>人的資源管理については、人員配置をして終わりではなく、マネジメントレビューを踏まえて継続的に見直しがされていくのであれば、それを明確にすること。</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 保障措置活動に係るマネジメントレビューにおけるトップマネジメントの関与として、CAPシステムの運用等を現行の原子力安全の仕組みの中で運用するためのルールへ反映し、プロセスの運用状況、資源の妥当性等の報告および必要な改善を実施することとし、今後はマネジメントレビューにより、資源の妥当性（人的リソース含む）等についても確認し、継続的に必要な改善を行うことを明記する。
<p>再発防止策に教育が含まれるのであれば、令和2年に発生したウラン濃縮工場及び再処理工場における保障措置査察用封印の毀損を踏まえた再発防止策が機能していたのかも含め、対策の検証等も検討すること。また、今回の事案を踏まえた教育が今回の事象に限定されずに広く保障措置全体に係る教育に水平展開されるのであれば、その点も明確にすること。</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 封印き損事象の対策として、リスク評価の項目に査察機器および封印の近傍作業を追加した際に、それ以外の保障措置に影響を与える設備（照明、給電など）に対するリスク評価の仕組みを定めていなかったこと、保障措置文化醸成教育に、保障措置に必要な当社設備の維持管理に関する事項および核物質管理課と関係部署の連携等を含めていなかったことの不足があった。・ 今回策定した再発防止対策は、当時の再発防止対策を補完し、設備の維持、作業計画段階および作業実施段階に係る保障措置への影響を網羅的かつ未然に防止する内容となっていること、再発防止対策で実施する教育は、保障措置に必要な当社設備の維持管理や連携に関する事項が追加され全社に展開していることを明記する。

以上